

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によるはり師の免許に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によるはり師の免許に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
厚生労働大臣
公表日
令和5年4月26日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によるはり師の免許に関する事務			
②事務の内容	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)の規定に基づき、資格の管理、資格の登録、また登録後の資格情報の維持管理、登録手数料等の収入金の管理などの事務を行う。国家資格等情報連携・活用システムにおいては、以下の事務を行う。</p> <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。</li> <li>ii. 登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。</li> <li>iii. 資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。</li> <li>iv. 資格の削除 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。</li> </ul> <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。</li> <li>ii. 入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。</li> <li>iii. 統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</li> </ul> <p>■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。</li> <li>ii. 資格証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。</li> </ul> <p>■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>東洋療法研修試験財団が保有する免許取得者検索システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報データを連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。</p>	<選択肢>		
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ]	1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満	

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム
	<p>■「管理機能（データベース管理機能）」（特定個人情報ファイルの取扱有）            i. 資格管理者等が資格登録者名簿等をクラウド上において保存・管理等を可能とする。            ii. 資格管理者等がクラウド上の資格登録者名簿等に新規データの登録や既存データの変更・抹消等を可能とする            iii. 個人番号を含む資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。</p> <p>■「オンライン申請機能」（特定個人情報ファイルの取扱有）            i. 資格登録申請者等がオンラインで資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする            ii. 資格登録申請者等がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等にオンラインで申請・提出を行うことを可能とする            iii. 資格管理者等はオンラインで申請等を行った資格登録申請者等の本人確認やオンライン申請の受付、申請データの受領等を可能とする            iv. オンライン申請の際に作成される個人番号を含む資格情報については国家資格等情報連携・活用システムへ連携された後にマイナボーナルから削除される。</p> <p>■「オンライン決済関連機能」（特定個人情報ファイルの取扱無）            i. 資格登録のオンライン手続の際に、手数料等の支払いのオンライン化等を可能とする            ■「資格情報提供関連機能」（特定個人情報ファイルの取扱無）            i. 資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする            ii. 資格管理者等において、資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする。            iii. 資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする            iv. 資格管理者等において、資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする</p> <p>■「外部連携関連機能」（特定個人情報ファイルの取扱有）            i. 既存の資格管理者等が保有する資格登録等に関するシステムと連携を可能とする。（特定個人情報を含む資格情報のデータ連携機能）            ii. その他、資格管理者以外が保有する外部システムとの連携を可能とする            ■「住民基本台帳ネットワークシステム連携機能」（特定個人情報ファイルの取扱有）            i. 資格管理者等が住民基本台帳ネットワークシステムに個人番号を利用して照会することで、氏名、住所、性別、生年月日の本人確認情報の取得を可能とする。また、本人確認情報を基に個人番号の取得を可能とする。            ii. 資格登録申請者等はオンラインの手続の際に住民票の写しの添付省略が可能となる            ■「中間サーバー機能（戸籍連携機能）」（特定個人情報ファイルの取扱有）            i. 符号管理機能            符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」を保管・管理する。            ii. 情報照会機能            情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報の受領を行う。            iii. 既存システム接続機能            中間サーバーと既存システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。            iv. 情報提供等記録管理機能            特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を管理する。            v. データ送受信機能            中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、符号取得のための情報等について連携する。            vi. セキュリティ管理機能            vii. 職員認証・権限管理機能            中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。            viii. システム管理機能            バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> <p>■「オンライン通知機能」（特定個人情報ファイルの取扱無）            i. 資格登録申請者等は申請結果等の通知をオンラインで受取りを可能とする            ii. 資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする</p>
②システムの機能	

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム
	[○] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[○] その他 (「e-Gov」、「マイナポータル」、「免許取得者検索システム」)	)
<b>システム2~5</b>		
<b>システム2</b>		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	<p>1. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 住民基本台帳ネットワークシステム全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>2. 本人確認情報検索 本人確認端末(専用端末)において入力された個人番号もしくは4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム
	[○] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[○] その他 ( 国家資格等情報連携・活用システム )	)
<b>システム3</b>		
①システムの名称	マイナポータル(情報提供等記録開示システム)	
②システムの機能	<p>(1)申請受付機能(特定個人情報ファイルの取扱有)        -申請者が資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする        -申請者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等に申請・提出を行うことを可能とする        -資格管理者等は申請者の本人確認や申請の受付、申請データの受領等を可能とする</p> <p>(2)資格情報提供関連機能(特定個人情報ファイルの取扱無)        -資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする        -資格管理者等において、資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする。        -資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする        -資格管理者等において、資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする</p> <p>(3)オンライン通知機能(特定個人情報ファイルの取扱無)        -申請者は申請結果等の通知をオンラインで受取りを可能とする        -資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする</p>	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[○] その他 ( 国家資格等情報連携・活用システム )	)

システム4	
①システムの名称	免許取得者検索システム
②システムの機能	<p>■「管理機能(データベース管理機能)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i.資格管理者等が閉域ネットワーク内で資格登録者名簿等を登録・保存・管理等を可能とする。</li> <li>ii.資格管理者等が閉域ネットワーク内で資格登録者名簿等に新規データの登録や既存データの変更・抹消等を可能とする</li> <li>iii.資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能である。</li> </ul> <p>■「外部連携関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i.資格保有者に発行する資格証の印刷機能をつけるかどうか未定である。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[○] その他 ( 国家資格等情報連携・活用システム )</p>
システム5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
はり師籍ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番11(未施行)</li> <li>・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番57の16</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>◇選択肢◇</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番18(未施行)</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	厚生労働省医政局医事課
②所属長の役職名	医事課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
公益財団法人東洋療法研修試験財団	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
はり師籍ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	はり師免許の登録者
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  <input checked="" type="checkbox"/> [個人番号] <input type="checkbox"/> [個人番号対応符号] <input checked="" type="checkbox"/> [その他識別情報(内部番号)]</li> <li>・連絡先等情報  <input checked="" type="checkbox"/> [4情報(氏名、性別、生年月日、住所)] <input type="checkbox"/> [連絡先(電話番号等)]</li> <li>・その他住民票関係情報  <input checked="" type="checkbox"/></li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> [国税関係情報] <input type="checkbox"/> [地方税関係情報] <input type="checkbox"/> [健康・医療関係情報]</li> <li><input type="checkbox"/> [医療保険関係情報] <input type="checkbox"/> [児童福祉・子育て関係情報] <input type="checkbox"/> [障害者福祉関係情報]</li> <li><input type="checkbox"/> [生活保護・社会福祉関係情報] <input type="checkbox"/> [介護・高齢者福祉関係情報]</li> <li><input type="checkbox"/> [雇用・労働関係情報] <input type="checkbox"/> [年金関係情報] <input type="checkbox"/> [学校・教育関係情報]</li> <li><input type="checkbox"/> [災害関係情報]</li> </ul> </li> <li>・その他 ( <input checked="" type="checkbox"/> [資格情報、本籍情報等] )</li> </ul>
その妥当性	本人を正確に特定し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を取得するため。本人確認情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を保有することができる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
⑥事務担当部署	医政局医事課試験免許室

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input checked="" type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構、法務省 ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
②入手方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
③使用目的 <b>※</b>		資格登録者の適切な管理を行うため。
④使用の主体	使用部署	医政局医事課試験免許室
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するために使用する。 ・申請情報の内容確認のために、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う。
情報の突合		本人からの申請内容(登録、変更、抹消)について、システムにおける登録情報と突合する。
⑥使用開始日		デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用等業務		
①委託内容	国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	*調達結果が判明次第お示しする。		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。</p> <p>委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(ニ)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(ヘ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとしている。</p> <p>(イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び再委託予定金額 (ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報 (ニ) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容 (ヘ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法</p> <p>また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。</p>	
	⑥再委託事項	上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。	
委託事項2~5			
委託事項2	免許取得者検索システムの運用等業務		
①委託内容	免許取得者検索システムの運用保守等業務		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本情報産業株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件    [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム    [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール    [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ    [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法		<p style="text-align: center;">[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 <span style="color: red;">※</span>	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>イ) クラウドサービスに係る要件は、主に次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドのいずれかの認証を取得していること</li> <li>・十分な稼働実績を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に対し積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられているサービスであること。</li> <li>・契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものであること。</li> <li>・情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。</li> <li>・法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること</li> </ul> <p>ロ)オンプレミス環境においては、入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、運用環境(データセンター等)には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。</p> <p>ハ) 電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p>二) 電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。</p> <p>【免許取得者検索システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内である。</li> <li>・ソフトウェア・情報資産は関係者以外はアクセスできないよう制限し、適切にバックアップ、バージョン管理を行う。</li> </ul>	
	7. 備考	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- (はり師籍ファイル)
- 1 資格仮名ID
  - 2 マイナポータル仮名ID
  - 名簿情報
  - 3 登録番号
  - 4 登録年月日
  - 5 氏名(姓・名・旧姓・通称名)
  - 6 フリガナ(姓・名・旧姓・通称名)
  - 7 性別
  - 8 生年月日
  - 9 本籍地(日本国籍を有しない場合は国籍)
  - 10 国家試験合格年月
  - 11 免許の取消し又は名称の使用の停止の処分に関する事項
  - 12 再免許に係る事項
  - 13 書換した旨
  - 14 書換事由
  - 15 書換年月日
  - 16 再交付した旨
  - 17 再交付事由
  - 18 年月日
  - 19 消除した旨
  - 20 消除理由
  - 21 消除年月日
  - 22 個人番号
  - 23 住所
  - 24 大臣名
  - 25 理事長名
  - 本人確認情報照会結果ファイル
  - 26 要求レコード番号
  - 27 提供事務区分
  - 28 個人番号提供事務区分
  - 29 対象者識別情報
  - 30 照会対象期間(開始年月日)
  - 31 照会対象期間(終了年月日)
  - 32 照会基準日
  - 33 消除者の要否
  - 34 対象者住民票コード
  - 35 対象者氏名(漢字)
  - 36 対象者氏名(かな)
  - 37 対象者生年月日
  - 38 対象者性別
  - 39 対象者住所
  - 40 対象者住所(市町村コード)
  - 41 対象者個人番号
  - 42 予備
  - 43 処理結果コード
  - 44 照会結果レコード数
  - 45 照会結果レコード連番
  - 46 照会一致項目
  - 47 異動有無
  - 48 生存状況
  - 49 変更状況
  - 50 住民票コード
  - 51 氏名(漢字)
  - 52 氏名(かな)
  - 53 生年月日
  -

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
はり師籍ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分（共通して記載）】</p> <p>【オンライン申請からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請機能による入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>申請機能による入手は、必要最小限の情報だけを入手できるように決められたインターフェースを用意し入手することにより、必要な情報以外を入手することを防止している。</li> </ul> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入手時に本人確認措置を実施するため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。</li> </ul> <p>【地方公団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国家資格等情報連携・活用システムから入手する場合</li> <li>オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>処理については定期に照会処理の記録を確認し、申請情報について対象者以外の情報が取り扱われてないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>システムにおいて決められた形式による照会対象ファイルを作成し処理を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>②本人確認端末（専用端末）から入手する場合。</li> <li>オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>本人確認端末（専用端末）は、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、当該処理については定期に照会処理の記録を確認し、提出された申請情報について対象者以外の情報が取り扱われてないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>専用端末において、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、必要な情報のみ取得できるようにシステムにて制御を行う。</li> </ul> <p>【免許取得者検索システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>免許登録者以外の情報は免許取得者検索システムに登録されていないため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>申請書の様式で定められた必要な情報のみを管理しており、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul>
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>■個人番号と直接紐付く情報は必要最低限の情報のみとし他の領域とは別で管理する。またシステム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。</p> <p>■システム的に以下のアクセス制御等の措置を講じることにより、個人番号が他の事務システム等と紐付かない仕組みとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン申請による入手に当たり、マイナポータルの登録画面から連携され、システムへ登録される。申請情報等は、マイナポータルに保管されない。</li> <li>・申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子である仮名を用いて、情報を紐付けて確認する。なお、マイナポータルにおいては、個人番号と仮名を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしている。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークと連携を行う住基連携サーバーについては、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しない。また、権限を有する者のみアクセスができるようユーザ管理を行う。</li> </ul> <p>【免許取得者検索システムに係る部分】</p> <p>■免許取得者検索システムとの連携は、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、目的を超えた紐付けや、必要な無い情報との紐付けが行えない仕組みとする。</p> <p>■住民基本台帳ネットワークとの連携については専用端末(本人確認端末)においてのみ行い、システム操作を行う前にログイン操作を行う操作者認証を行う。</p>		
	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>情報システム責任者及び情報システム管理者(以下「情報システム責任者等」という。※)【各資格管理者を想定】は、「国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務の委託先事業者」(以下「委託先事業者」という。)から払い出される管理者権限を有するアカウントに係るID及びパスワードを管理する。委託先事業者は以下の作業を行う(以下、リスク2において同様)。</p> <p>(1)情報システム責任者等ごとにその役割に応じた別々の管理者ユーザアカウントを割り当てる。</p> <p>(2)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。</p> <p>情報システム責任者等は以下の作業を行う。</p> <p>(1)従事者用ユーザアカウントを作成する。認証方式については、原則としてIDとパスワードを用いた認証方法とする。</p> <p>(2)従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザアカウントを割り当てる。</p> <p>(3)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。</p> <p>(4)従事者による国家資格等情報連携・活用システムへのログイン状況を運用端末で確認できるようにする。</p> <p>(5)従事者による不正ログインの有無を定期的に確認することにより、ユーザー認証の管理の適正性を確認し、必要に応じて運用状況の改善を行う。</p> <p>(6)国家資格等情報連携・活用システムにアクセスできる端末を制限する。</p> <p>(7)なりすましによる不正を防止する観点から、IDの払出状況について名簿管理を行い不正な利用がなされていないことの確認を行う。</p> <p>(8)従事者が利用する端末のOS等で初期設定されているIDのパスワードについて、初期設定時に変更または無効化する。</p> <p>※免許登録管理システムの情報システム責任者及び情報システム管理者を指す。</p> <p>【住基連携サーバー及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】</p> <p>・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御している。</p> <p>・システムへアクセスできる者を特定し、必要最小限度の範囲でのみ特定個人情報を取り扱うことができるよう利用者ごとにIDを割り当てる。</p> <p>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p> <p>【免許取得者検索システムに係る部分】</p> <p>・システム操作や資格者情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行っている。</p> <p>・システムは閉域ネットワーク上に置いており、外部に流出しないようにしている。</p> <p>・端末は、職員から見える場所に設置し、不正利用する人がいないか監視できるようにしている。</p>		

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ <input type="checkbox"/> 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ <input type="checkbox"/> 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分（共通して記載）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従事者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> <li>・委託内容及び作業場所</li> <li>・管理区域等の明確化</li> <li>・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策</li> <li>・委託先に対する実地調査</li> <li>・運用状況の記録の提供等</li> </ul> <p>なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。</p> <p>【免許取得者検索システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・委託者施設内の作業実施場所からの特定個人情報の持ち出し禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従事者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> <li>・委託内容及び作業場所</li> <li>・管理区域等の明確化</li> <li>・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策</li> <li>・委託先に対する実地調査</li> <li>・運用状況の記録の提供等</li> </ul> <p>なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。</p>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】          原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。</li> <li>・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。</li> <li>・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。</li> </ul> <p>【免許取得者検索システムに係る部分】          原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ再委託先事業者の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等を記載した承認申請書を提出し、承認を受ける。</li> <li>・知的財産権、情報セキュリティ(機密保持及び遵守事項)、ガバナンス等に関する委託契約書で定める委託先事業者の債務を、再委託先事業者も負うような必要な措置を実施する。</li> <li>・再委託先事業者の対応について最終的な責任を委託先事業者が負うこととする。</li> </ul>
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ○ ] 提供・移転しない		
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			<p>国家資格等情報連携・活用システムの利用者認証及び権限管理機能では、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン及びログアウトを実施した利用者、時刻並びに操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[	十分である	] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2：不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を資格管理団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>					

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・周知	[ <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ <input checked="" type="checkbox"/> 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
その内容	【令和4年度】 厚生労働省が収集している診断書情報について、研究者から、利用申出を受けて提供したデータファイルに、本来、削除されるべき個人情報(氏名・生年月日・住所等、延べ5,640名分)が含まれていた。					
再発防止策の内容	所管の国立研究開発法人及び厚生労働省での複数の者によるダブルチェックの徹底などの基本的な対策に加え、人為的な理由による削除漏れの防止、所管の国立研究開発法人における確認体制の強化、厚生労働省における最終チェック体制の整備、所管の国立研究開発法人における職員・研究者の個人情報保護に係る教育等の具体的な再発防止策を策定し、その徹底を図る。					
他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[ <input checked="" type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置						
8. 監査						
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ○ ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
具体的な方法	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。  【免許取得者検索システムに係る部分】 厚生労働省情報セキュリティポリシー及び関係規程に規定されている事項について定期的に職員による自己点検を行う。また、自己点検以外に管理者が前述のセキュリティポリシー及び関係規程を用いて、新たに事務取扱担当者になる者に対する研修を行うこととする。					
10. その他のリスク対策						
【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。						
【免許取得者検索システムに係る部分】 特定個人情報の漏えい事案が発生した場合は、「特定個人情報の適正な取扱に関するガイドライン」にて示されている以下の安全管理措置を実施する。						
<特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応>						
①組織内における報告及び被害の拡大防止 ②事実関係の調査及び原因究明 ③影響範囲の特定 ④再発防止策の検討・実施 ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等 ⑥事実関係、再発防止策等の公表 ⑦個人情報保護委員会への報告						

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html">http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html</a> ) ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo06/index.html">http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo06/index.html</a> ) また、請求方法について、上記「①請求先」で示すURLのページにおいて流れを記載し、わかりやすい説明に努めている。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
①連絡先	厚生労働省医政局医事課 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111(内線2575)
②対応方法	内部で必要な調整等を行い、担当する部署等において対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月26日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2) 変更箇所